

熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度要綱

制定 平成16年 4月 1日制定

改正 平成17年 1月 1日改正

平成22年10月 8日河川課長決裁

平成26年 4月 1日河川課長決裁

令和 3年 3月23日土木部長決裁

(目的)

第1条 河川の美化活動（以下「美化活動」という。）の普及と市民の河川美化に対する意識の高揚を図るため、美化活動を行う地域住民による団体、企業等（以下「美化団体」という。）を支援することにより、もって住民が主体となったまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(対象区域)

第2条 美化活動の対象区域は、各区土木センターが維持管理する河川において、市長が危険がないと認める区域とする。

(美化活動の内容)

第3条 美化活動は、対象区域において、次に掲げる環境美化に必要な活動とする。

- (1) 河川の清掃、除草、草木の手入れ等
- (2) 河川における危険箇所、異常箇所の情報提供

(実施期間)

第4条 美化活動は2年以上継続することを原則とする。

(美化活動の申請)

第5条 美化活動を行おうとする団体の代表者は、「熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(協定の締結)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合には、美化団体の代表者と「熊本市河川ふれあい美化ボランティア協定」（様式第2号）（以下「協定」という。）を締結するものとする。

(協定の締結事項)

第7条 前条の協定の締結事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 美化活動の区域
- (2) 美化活動の内容
- (3) 美化活動の支援内容
- (4) その他、美化活動の実施に必要な事項

(支援内容)

第8条 市長は、第6条の協定を締結したときは、予算の範囲内において美化団体の希望に応じ、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 清掃用具、保安用具等の支給又は貸与
- (2) ゴミの回収・処理
- (3) その他美化活動に必要な事項

(安全の確保)

第9条 美化団体は、市長の安全指導に従い、事故等が発生しないよう、責任を持って安全対策を行うものとする。
2 15歳未満の者が参加する場合は、15歳未満の者10人に対し成人1人以上が、保護者として参加するものとする。

(助言と勧告)

第10条 市長は、美化団体の美化活動に関して、必要な助言又は勧告ができるものとする。

(報告)

第11条 美化団体の代表者は、年間の活動報告書（様式第3号）を、市長に提出するものとする。

(協定の変更・中止等)

第12条 美化活動を変更又は中止するときは、美化団体の代表者は、変更・中止届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(協定の解除)

第13条 市長は、美化団体が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、協定を解除できるものとする。

2 市長は、協定が終了したとき、美化活動が中止されたとき又は前項により協定を解除したときは、第8条に基づき美化団体に支給又は貸与した清掃用具及び保安用具等の返還を求めるものとする。

(第三者との紛議)

第14条 美化団体の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、当事者間で解決するものとする。

(担当部署)

第15条 熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度の実施に関する事務は、対象区域を所管する土木センターで行うものとする。

(事故の場合の対処)

第16条 熊本市ボランティア保険活動の対象となる美化団体であって、その保険を適用しようとするものは、事故が発生した場合、「熊本市ボランティア活動保険実施要綱」に定める事故報告に係る書類を提出するものとする。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、この制度の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度申請書

年 月 日

熊本市長(宛)

団 体 名

代 表 者 名

印

住 所

連 絡 先

熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度要綱第6条に基づき、協定の締結を行いたいので、
関係書類を添えて申し込みます。

活動希望区域

熊本市

活動参加者数

人

活動実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (月・週・年 回)

活動実施計画

支
援
項
目

清掃用具等

ほうき (本)、 ちりとり (個)、 ごみ袋 (枚)、 軍手 (組)
その他 () ※作業機械等除く

保安用具等

カラーコーン (本)、 コーンバー (本)、 注意看板等 (枚)
その他 () ※保安用具は貸与

備考

関係書類：美化活動区域図、参加者名簿

美化活動区域図 (地図コピー貼付でも可)

※ごみ収集を希望する場合は、場所を記入して下さい。(1ヶ所若しくは数ヶ所に集積して下さい。)

様式第2号（第6条関係）

熊本市河川ふれあい美化ボランティア協定書

（以下「甲」という。）と熊本市（以下「乙」という。）とは、「熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度要綱」第6条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、河川的环境保全と市民の行政参加の一環として、地域住民、企業等が主体となって行う環境美化活動を支援することにより、地域住民の共有の財産である河川への愛着を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、併せて市民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

（美化活動の区域）

第2条 この協定の美化活動の区域は、次のとおりとする。

- (1) 河川名 _____
(2) 対象区域 略図又は住宅地図等添付

（美化活動の内容）

第3条 甲が実施する美化活動は、次のとおりとする。

（事業実施期間）	年	月	日	～	年	月	日
（実施回数）	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 1週間に	回	<input type="checkbox"/> 1ヶ月に	回	<input type="checkbox"/> 1年間に	回
（内 容）							

（支援内容）

第4条 乙は、甲が希望する場合には、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 美化活動に必要な清掃用具、保安用具等の支給又は貸与
(2) 美化活動で発生したゴミの回収・処理
(3) その他美化活動に必要な事項

（安全の確保）

第5条 甲は、乙の安全指導に従い、事故等が発生しないよう責任を持って安全対策を行うものとする。

(報告)

第6条 甲は、乙が別に定める方法により、美化活動等の実施状況を報告するものとする。

(変更・中止)

第7条 甲は、この協定を変更・中止しようとするときは、事前に乙に届けるものとする。

(協定の解除)

第8条 甲が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、乙は協定を解除できるものとする。

2 協定が終了したとき、又は協定が解除されたときは、乙は第4条に基づき支給又は貸与した清掃用具及び保安用具等の返還を甲に求めるものとする。

(第三者との紛議)

第9条 美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、乙はその責任を負わないものとする。

(事故の場合の対処)

第10条 熊本市ボランティア保険活動の対象となる美化団体であって、その保険を適用しようとするものは、事故が発生した場合、「熊本市ボランティア活動保険実施要綱」に定める事故報告に係る書類を提出するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長

印

様式第3号 (その2)

	年月日	活 動 内 容 (具体的に記載してください。)	人 数	備 考
支 援 に 基 づ く 美 化 活 動				
報 告	(その他)			

熊本市河川ふれあい美化ボランティア協定 変更・中止届

<p>(あて先) 熊 本 市 長</p>	<p>(変更・中止年月日) 年 月 日</p>
<p>美化活動の区域</p>	<p>団 体 名</p> <p>代 表 者 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>代 表 者 連 絡 先 住 所</p> <p>電 話</p>
<p>変 更 ・ 中 止 の 理 由</p>	<p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p>
<p>備 考</p>	<p> </p>